

## 5. 令和8年度の重点運営事項

### (1) 生活支援体制整備事業に関する取組みの充実

運営事業者は、関係者間の情報共有や連携体制づくりを進め、センターに配置された第2層生活支援コーディネーターと共に、地域における日常生活上の支援体制及び地域のニーズ、地域資源の状況を把握します。個別支援からみえる地域課題等について、自治体組織や地域の様々な集いの場等に積極的にかかわり共有を図ります。

また、担当地域に設置された第2層協議体と連動し、地域資源の調整や新たな資源開発から地域づくりへとつながるよう具体的検討を行い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進していきます。

### (2) 認知症総合支援事業に関する取組みの充実

運営事業者は、認知症基本法、認知症施策推進大綱の趣旨に基づき、認知症の人や家族が住み慣れたまちで希望をもっていきいきと暮らし続けることができるよう、センターに配置された認知症地域支援推進員と共に、「新しい認知症観」を踏まえた認知症に関する知識の普及啓発や相談支援体制のさらなる充実に努めます。

また、圏域内の認知症高齢者等の日常生活全体を支える認知症バリアフリーの推進を目指し、認知症サポーターや認知症サポート事業所等の関係者のスキルアップやまちづくりへの参加を促すとともに、認知症にかかる専門職等との繋がりを重視したネットワークの構築に努めます。

### (3) 地域ケア会議の充実

運営事業者は、地域ケア会議を通して、高齢者の適切な支援の検討や高齢者が地域で自立した生活を営むために必要な検討を行っていきます。地域の特性にあった地域住民を含めた多様な関係者の参加協力を求め、会議の目的を関係者で共有し、介護予防、自立支援、困難事例等、多様な視点から検討することで、高齢者の地域における尊厳を保持した、その人らしい生活の継続を支援するとともに、圏域の地域課題について検討していきます。あわせて、圏域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力の向上が図れるよう効果的な会議の実施に努めます。